

# 岩手町全国大会等出場費補助金交付要綱に係る補助基準

## 1. 補助対象大会

補助対象となる大会は岩手県競技団体、東北競技団体若しくは中央競技団体が主催、共催する大会で次に掲げる県大会以上の大会とする。

- (1) 原則として、地区予選を勝ち抜き県大会以上の大会に出場する場合、若しくは地区予選を勝ち抜かなくても出場権を獲得した場合  
(チーム数が少数のため、予選が開催されない場合も含む。)

- (2) 新人大会等の実績により大会主催者等から出場枠を与えられ、県大会以上の大会に出場する場合

## 2. 補助対象者等

補助対象者及び人員は、次に掲げる者であり、かつ町内に住所を有する者とする。なお、(2)、(3)について、大会実施要項等に人数の記載がない場合は、原則として認めない。ただし、別に大会参加を証明できる規則及び必携等の資料がある場合は、その資料を提出し協議のうえ決定する。

- (1) 監督（統導者） 1名
- (2) 選手 大会実施要項等で定める人員以内の人数
- (3) コーチ 大会実施要項等で定める人員以内の人数
- (4) その他

中学生以下の者が選抜選手として団体競技に参加する場合は、補助対象とする。

## 3. 補助対象経費

補助対象経費は、宿泊費及び交通費とし、詳細は次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費…最寄り駅から競技会場地最寄り駅もしくは停留所までの往復経費

ア 原則として公共交通機関を利用し最も経済的な算定額とする。

イ 算定額が申請額を超えた場合は申請額を適用する。

ウ 競技会場地と最寄り駅が遠距離（2 km以上）の場合、路線バスの金額についても補助対象とする。

エ 遠隔地で開催される大会で、鉄空路による路程より、貸切バスを利用したほうが経済的な場合は補助対象とする。（※見積書の提出を必須とする。）

オ 私有車はで、公共交通機関より経済的な場合は1 kmあたり 40 円を補助対象とし、出発地から目的地までの最短ルートで算出する。（※補助対象人員が乗車定員の半数以上が乗車しているよう場合で乗車計画を提出する）

- (2) 宿泊費

ア 補助対象期間は大会競技開始日から敗退日前日までとする。ただし、競技時間や交通機関の場合による前泊及び後泊については協議のうえ決定する。

※ 競技開始日とは競技に参加する初日のことをさし、公式練習、計量、競技別開始式、監督会議等は競技開始日には含めない。

イ 1泊あたりの宿泊費の補助対象の上限額は、税込みで県内 11,000 円、県外 13,000 円とする。

※ 上限額を下回った場合は、実費額とする。

ウ 盛岡市、滝沢市、八幡平市、二戸市、岩手郡、紫波郡及び二戸郡の宿泊は、補助対象外とする。

(3) その他

中学生以下の児童生徒が町外の団体に所属して大会参加する場合は、当該選手の個人負担額における宿泊費及び交通費に該当するものについて補助対象とする。

#### 4. 補助金額

- (1) 補助金額は、補助対象額の10割に相当する額とする。ただし、補助対象額が個人競技は10,000円以上（町外団体において個人で参加している場合を含む）、団体競技は30,000円以上のものとする。
- (2) 算出した補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額とする。
- (3) 国・県等から補助金の交付を受ける事業については、当該額から国・県等から交付を受ける補助金相当額を差し引いた額とする。
- (4) 社会人にあたっては、補助割合を5割とする。

#### 5. 前金払い

前払金は、交付決定済額の全部又は一部を請求することができる。

#### 6. その他

- (1) 取り扱いに注意が必要で手持ちできない楽器等の輸送費は、補助対象とする。（※見積の提出を必須とする。上限50,000円）
- (2) 本基準に定めのない事項について、又は、本基準の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた場合は、補助対象とし、又は補助対象外とすることができる。

#### 参 考

区 分	提 出 書 類	備 考
1. 補助金交付申請	① 補助金交付申請書 ② 事業計画書 ③ 収支予算書 ④ 派遣旅費等計算書 ⑤ 出場者名簿 ⑥ 大会実施要項 ⑦ 統導計画書 ⑧ 見積書（貸切バス等使用の場合）	
2. 前金払請求	① 補助金前金払請求書 ② 指令書（写し） ③ 事業計画書 ④ 収支予算書	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 派遣旅費等計算書</li> <li>⑥ 見積書（貸切バス等使用の場合）</li> </ul>	
3. 補助金交付変更申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助金交付変更申請書</li> <li>② 指令書（写し）</li> <li>③ 事業実績書</li> <li>④ 収支決算書</li> <li>⑤ 派遣旅費等計算書</li> <li>⑥ 出場者名簿</li> <li>⑦ 見積書（貸切バス等使用の場合）</li> </ul>	
4. 補助金精算請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 補助金精算払請求書</li> <li>② 指令書（写し）</li> <li>③ 事業実績書</li> <li>④ 収支決算書</li> <li>⑤ 派遣旅費等計算書</li> <li>⑥ 大会出場報告書</li> <li>⑦ 派遣旅費等受領書</li> </ul>	